

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2024年度)

住 所 三重県津市中央1番1号

事業者名 三重交通株式会社
代表者名 取締役社長 田端 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスへの車両更新	・2024年度はバリアフリー新法不適合車両（ツーステップバス等）11両を廃車し、バリアフリー新法適合車両（ノンステップバス等）は15両を導入、9両を廃車する。 これにより、バリアフリー新法適合車両（ノンステップバス・ワンステップバス等）の比率を、2025年度末時点で94%以上とする。	・購入：15両 （計画通り） ・廃車：10両 （計画比+4両） ・バリアフリー化率：94% （計画比+1%） ※2024年度末時点

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降時のサポート	・車椅子のお客様をスムーズにサポートできるよう、乗務員にマニュアルの周知を図ると共に、新規採用（登用）者には研修所内に設置した練習施設を活用して実車体験訓練を実施する。	・計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内安全確認の徹底とアナウンスの実施	・停留所発車時の着席確認を乗務員に徹底する。 ・扉を閉める際、発車する際、停車する際に「扉を閉めます」「発車します」「バスが完全に停まるまで立たずにお待ちください」のアナウンスを実施する。	・計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
行先表示器の更新	・一般路線バスの新規購入車両に装着する行先表示器は視認性に優れた白色LEDを採用する。	・採用：21両 (計画通り)
ノンステップバス等の運行状況の情報提供	・バスロケーションシステム「BUS-VISION」において、車種別(ノンステップバス、ワンステップバス、ツーステップバス)に走行中の路線や行先、現在位置を検索できる機能を提供している。 ○導入済……桑名、四日市、鈴鹿、亀山、津、上野、名張、松阪、伊勢、志摩、南紀エリア	・計画通り実施
ホームページの多言語案内の充実	・外国人のお客様にも安心してご利用頂けるよう、当社のホームページ上のご案内や時刻運賃検索システムを多言語化している。	・計画通り実施
ご利用ガイドの配布	・インターネットがご利用いただけない方や苦手な方でも、バス路線やご乗車方法等が確認できるエリア別のご利用ガイドを作成し、新聞折込等により定期的に各戸に配布する。 ○2024年度に配布予定：四日市、松阪、南紀エリア	・計画通り実施 (松阪→津エリアに変更して実施)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員講習会 新規採用運転士研修 フォローアップ研修 バリアフリー研修	・全乗務員を対象に年4回実施 ・新規採用(登用)の運転士全員を対象に実施 ・配属1年未満の運転士全員を対象に随時実施 ・障害者の方を講師にお招きし、障害者の方の考え方や視点を学ぶことを目的とした研修の実施	・実施済(全乗務員) ・実施済(対象61名) ・実施済(対象60名) ・実施済(対象61名)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗り方教室の開催	・自治体等から依頼に基づき、各地へ出向いてバスの乗り方教室を開催し、高齢者等が安心してご乗車頂けるよう情報提供に努める。	・計画通り実施
スマートフォンの使い方教室	・自治体等から依頼に基づき、スマートフォンでバス時刻やバスの位置情報等を検索する仕方等を学ぶ教室を開催し、高齢者等により便利にご乗車頂けるよう情報提供に努める。	・バス時刻やバスの位置情報等を検索する仕方等を学ぶ教室を開催した

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・添乗指導員の調査により運転士の接遇等に対する指導を実施した。 ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を車内で共有し、取組の改善に活用した。
--

(3) 報告書の公表方法

ホームページによる (https://www.sanco.co.jp/company/company11/post/)

(4) その他

特になし

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数				その他の車両数		
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	665	470	271	195	4	0	4	195	154	0	32	41	0	0	
年度内に供用を開始した車両数	30	15	15	0	0	0	0	15	15	0	6	0	0	0	
年度内に供用を廃止した車両数	34	10	2	8	0	0	0	24	13	0	0	11	0	0	
年度末車両数	661	475	284	187	4	0	4	186	156	0	38	30	0	0	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第 6 号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち 2 及び 3 に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第 2 項第 2 号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第 1 項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち 5 に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（貸切バス車両）

（ 2 0 2 4 年度）

住 所 三重県津市中央1番1号

事業者名 三重交通株式会社
代表者名 取締役社長 田端 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（ 1 ）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 貸切バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる貸切バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
リフト付観光バスの導入	・ 計画対象期間：2024年4月～2025年3月 ・ 事業内容：リフト付観光バス2両を保有しリフト使用の用途に答え主に障害者及び支援学校を輸送。	・ 計画通り実施

② 貸切バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員教育の実施	・ リフト付き車両の操作方法やお客様への対応について、定期的に研修を実施する。	・ 計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
リフト付き観光バス	・ リフト付き観光バスを運行する場合は、必ず補助者（ガイド等）を同乗させ、車両操作を熟知したものを乗務させる。	・ 計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
予約方法の周知	・ パンフレットやホームページで紹介するとともに、旅行会社等を通じて周知する。	・ 計画通り実施
予約方法の拡充	・ 電話や F A X、インターネットによる予約を継続する。	・ 計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員教育の実施	・ 乗務できる運転士を複数配置するため、順次リフト付き車両の操作方法やお客様への対応についての研修を実施する。	・ 計画通り実施

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての貸切バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者への周知	・パンフレットやホームページで紹介するとともに、旅行会社等を通じて周知する。	・計画通り実施

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・旅行会社への営業活動を強化し、積極的にリフト付き車両のPRを行う。

- (3) 報告書の公表方法

ホームページによる

- (4) その他

II 貸切バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2025年 3 月31日現在)

	計	公 共 交 通 移 動 等 円 滑 化 基 準 省 令 に 適 合 し た 車 両 数			
		ノンステップバスの車両数	リフト付きバスの車両数	スロープ付きバスの車両数	その他の車両数
前年度車 両数	5	2	4	0	0
年度末車 両数	5	2	3	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第 8 号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. リフト付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているリフト付きバス車両の合計数を記入すること。
4. スロープ付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているスロープ付きバス車両の合計数を記入すること。
5. その他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両のうち、2、3 及び 4 に該当しない車両を記入すること。
6. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。